

第一条（名称）

本会は「京阪血液研究会」と称する。

第二条（組織および目的）

血液内科医療チームとして活動している医師・看護師・検査技師・臨床工学士・薬剤師・医療事務など全ての関連する職種の業務上の協力関係を発展させ、さらに施設間の地域的連携を通じて血液内科臨床の問題解決のために協力関係を形成する。

第三条（事業）

1. 本会は年1回、定期研究会を開催する。
2. 本会は世話人代表によって設定された世話人会（世話人による）を研究会の前に開催する。賛助会員代表は顧問として同席できる。
3. 研究会運営、開催会場、開催日時、プログラムは世話人会によって決定する。
4. ホームページを開設し京阪地域で行われる研究会活動の情報、各施設の紹介、興味ある研究発表や書籍の紹介、ユニークな臨床や研究活動をする人物紹介などについて広く情報を発信し、京阪地区の血液学臨床の連携的発展に寄与する活動を行う。

第四条（会員）

1. 第二条に賛同する医師・看護師・検査技師・臨床工学士・薬剤師医療事務など血液内科医療チームに属する全ての関連する職種の人。
2. 研究会の目的と活動に賛同し協力頂ける法人、個人を賛助会員とする。

第五条（世話人、顧問）

1. 代表世話人 1名
2. 世話人 各施設1名
3. 会計監査 1名

第六条（世話人の職務）

代表世話人および世話人は世話人会を構成し運営に当たる。

第七条（事務局）

本会事務局は明和病院 [血液内科]に置く。
〒663-8186 兵庫県西宮市上鳴尾町 4-31,
明和病院 血液内科内
電話 ; 0798-471-767

第八条 (役員人事)

世話人代表は世話人会において、世話人の中から選出される。

任期は2年とし、再任は認める。

新しい世話人は世話人会の同意で決定される。

会計監査は世話人から互選され任期は2年とする。

第九条 (会則の改定)

本会の会則は、世話人会の承認をもって有効となる。

第十条 (会費と会計)

2013年1月より運営費は世話人年会費・参加費・賛助会員会費・バナ
ー広告費・寄付金を持って充てる。

会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

細則

2009年10月世話人会で下記の様に細則を決定した。

第一条 (世話人)

代表世話人 林 邦雄

世話人 野村 昌作

魚嶋 伸彦

前田 裕弘

会計監査 田窪 孝行

第二条 研究会運営

世話人会で決定する。

第三条 会費

参加費は一人500円とする。

世話人年会費 一人10,000円とする。

賛助会員会費は一口10,000円とする。

第四条 会計報告

世話人会で会計報告および会計監査の結果報告を行う。

附則

本会則は2013年8月1日より施行する。